

米軍人・軍属との交通事故などで損害を受けられた方へ

当局は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）」に基づき、合衆国軍隊及び構成員等（軍人・軍属）の不法行為により、事故や事件で損害を受けられた方々への損害賠償業務を行っております。これらの方々は、事故発生後早急に下記の最寄りの担当部署までお問い合わせください。

なお、米軍人・軍属が運転する私有車両（Yナンバー等）との交通事故の場合は、相手が加入している任意自動車保険の保険会社名・保険番号を御確認の上、保険会社等にもお問い合わせください。

中国四国防衛局

記

担当部署

◎中国四国防衛局 企画部業務課 事故補償第1係・第2係

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎4号館）

TEL:082-223-7208

◎岩国防衛事務所 業務課 業務第2係

〒740-0027 山口県岩国市中津町2-15-7

TEL:0827-21-6195

◎美保防衛事務所 業務係

〒683-0067 鳥取県米子市東町124-16（米子地方合同庁舎）

TEL:0859-34-9363

◎津山防衛事務所 業務係

〒708-0006 岡山県津山市小田中1303-9

TEL:0868-22-7516

◎高松防衛事務所 業務係

〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33（高松サンポート合同庁舎南館）

TEL:087-823-1331

防衛省ホームページアドレス

<https://www.mod.go.jp/j/proceed/service/songai/index.html>